

移動販売車に対する補助制度のお知らせ

愛南町買物弱者支援事業費補助金について

愛南町では買物弱者支援のため、移動販売に対する補助制度を設けています。

以下のケースに該当する場合は補助制度を利用できる可能性がありますのでお問い合わせください。

※要事前申請



交付対象者

町内に事務所又は事業所を有する法人又は個人事業主で、買物弱者を主な対象として、あらかじめ巡回するコースと時間を設定し、日常生活物資を自動車により販売する事業を行う者で、以下のケースに該当する者。

1. 移動販売用に車両を購入する。
2. 移動販売用に車両を改造する。
3. 既存の移動販売車を改良する。

注) 該当しないケース

以下のケースは該当しないのでご注意ください。

1. 調理加工した食品の販売のみを行う場合
2. 特定の世帯または施設等を訪問しての販売または配達のみ行う場合
3. 販売品のうち、日常生活物資以外の品が大半を占める場合
4. 町税の滞納がある場合

対象経費等

補助対象経費		補助金の額
(1) 移動販売車の購入に係る経費	車両本体、ラッピング、陳列棚、冷蔵設備、什器、放送設備又は電気設備に係る経費に限る。	補助対象経費の 3分の2以内 の額とし、 250万円 を限度とする。
(2) 移動販売車への改造又は既存の移動販売車の改良に係る経費	ラッピング、陳列棚、冷蔵設備、什器、放送設備又は電気設備に係る経費に限る。	

※交付は予算の範囲内とし、予定予算に到達次第受付終了となりますのでお早めに申請ください。



～お問い合わせ先～

愛南町役場 商工観光課

TEL0895-72-7315

(各種様式のダウンロードは愛南町ホームページより)